

議案第 2 1 号

墨田区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 1 3 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

墨田区青少年問題協議会条例（昭和 3 0 年墨田区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、墨田区に」を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（組織）

第 2 条 協議会は、会長及び 4 5 人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 協議会に副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。

区議会議員

学識経験を有する者

関係行政機関の職員

区の職員

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、委嘱され、又は任命された時における前条第 4 項各号に掲げる身分を失ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、委員の身分を失う。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、協議会の意見を聴いて、委員を解任することができる。

第4条の見出しを「(会長及び副会長の権限)」に改め、同条第1項中「協議会」を「、協議会」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項を同条第2項とし、同条第5項中「および副会長が」を「及び副会長に」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条中「協議会」の次に「の会議」を加える。

第6条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第2項中「協議会」の次に「の会議」を加える。

第7条中「区長が」を「墨田区規則で」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(専門委員会)

第7条 協議会の審議事項等について専門の事項を調査させるため、協議会に専門委員会を置くことができる。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方青少年問題協議会法の一部改正により、地方青少年問題協議会の委員の資格要件等について区の条例で定めることとされることに伴い、墨田区青少年問題協議会の会長及び委員に係る資格要件等を定める等の必要がある。